

令和元年度松山市消防職員(初級)採用試験実施要領

令和元年7月26日

令和元年度松山市消防職員(初級)採用試験を次のとおり行います。

1 試験区分及び採用予定人数等 (採用予定人数は変更になる場合があります。)

試験区分			採用予定人数	勤務場所
消防職	初級	K	2人程度	消防局又は消防署で勤務する。

2 受験資格

次の(1)から(6)までの要件を全て満たす者

- 平成8年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
(ただし、学校教育法による4年制大学に2年を超えて在籍した者は除く。)
- 松山市内又は松山市周辺に居住できる者
- 矯正視力を含み、両眼で0.7以上かつ片眼でそれぞれ0.3以上である者
- 聴力が左右正常である者
※上記(3)及び(4)の受験資格は、消防業務遂行時に安全が確保できない可能性があるために設けています。
- 日本国籍を有する者
- 次のアからエまでに該当しない者(地方公務員法第16条の欠格条項)
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び方法等

試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者を対象に、第3次試験は第2次試験の合格者を対象に行います。

(1) 試験日時、試験会場及び合格発表

区分	試験日時	試験会場	合格発表
第1次試験	令和元年9月22日(日) 午前8時50分から 午後4時頃まで	KH三番町プレイス 4階 松山市役所研修室ほか (愛媛県松山市三番町四丁目11-6) ※開場は午前8時20分予定	令和元年10月上旬から中旬(予定)に松山市役所前掲示板に掲示するほか受験者全員に合否を通知する。
第2次試験	令和元年10月20日(日) 及び 令和元年10月下旬(予定)	松山市役所会議室ほか ※詳細は第1次試験合格者に通知する。	令和元年11月上旬から中旬(予定)に松山市役所前掲示板に掲示するほか受験者全員に合否を通知する。
第3次試験	令和元年11月中旬から 下旬(予定)	松山市役所会議室ほか ※詳細は第2次試験合格者に通知する。	令和元年12月中旬(予定)に松山市役所前掲示板に掲示するほか受験者全員に合否を通知する。

(2) 試験の方法

区分	科目	内容	形式	時間
第1次試験	教養試験	一般知識、知能及び教養について	択一式(40問)	120分
	消防適性試験	職務遂行に必要な適性について (正確さ、迅速さ等の作業能力)	択一式(90問)	15分
	体力試験	職務遂行に必要な体力について (握力、上体起こし、シャトルラン、立ち幅跳び、反復横跳び、長座体前屈、腕立て伏せ)		
(注) 得点配分は、教養試験：消防適性試験：体力試験=1：1：1とする。				
第2次試験	適性検査(※)	職務遂行に必要な個人特性等について		約60分
	個別面談(※)	主として人物についての個別面談		約10分
	集団面接	主として人物についての集団面接		約45分
	集団討論	出された題に対する集団での討論		約45分
10月20日(日)に適性検査及び個別面談を行い、10月下旬(予定)に集団面接及び集団討論を行う。 その他詳細は、第1次試験合格者に通知する。 (※) 適性検査及び個別面談は試験の参考とするものであり、得点化はしない。 (注) 得点配分は、第1次試験：第2次試験(集団面接：集団討論)=1：9(4.5：4.5)とする。				
第3次試験	口述試験	主として人物についての個別面接		約20分
	11月中旬から下旬(予定)に口述試験を行う。その他詳細は、第2次試験合格者に通知する。 ※第2次試験合格者は、消防局の指定する書式で、健康診断を各自で受診(受診に係る費用は受験者の自己負担)して、第3次試験の受験時に提出する。 (注) 得点配分は、第2次試験：第3次試験(口述試験)=4：6とする。			

(3) 第1次試験 出題分野

試験科目	出題分野
教養試験	時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能

4 受付期間等

受付期間は、令和元年7月29日(月)から令和元年8月13日(火)までです。

(休日(令和元年8月12日)を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)

郵送の場合は、令和元年8月13日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。

5 受験手続(消防局総務課の所在地等は最終頁を参照)

(1) 申込書及び受験票を次の方法により入手してください。

申込書及び受験票は、消防局総務課、各消防署、人事課、市役所本館案内所、市民サービスセンター(松山三越・フジグラン松山・いよてつ高島屋)、各支所、松山市東京事務所でお渡しできます。

郵便で請求する場合は、封筒に「試験申込書請求」と朱書きし、あなたの宛先を明記した返信用封筒(角形2号サイズ・A4判の封筒に120円分の切手を貼ったもの)を同封して消防局総務課に送ってください。

なお、市ホームページから印刷することもできます。印刷の場合はA4両面印刷をしてください。

(2) 申込書及び受験票を消防局総務課に提出してください。

申込書及び受験票に必要事項を記入して消防局総務課に提出してください。申込書及び受験票には同じ写真を貼り、写真の裏には申込者の氏名を明記してください。また、写真は申込前3箇月以内に撮影したもので、上半身、脱帽、正面向き、縦5cm×横4.5cm程度のものでしてください。

郵便の場合は、封筒の表に「受験」と朱書きし、封筒の裏に必ず差出人の住所と氏名を記入してください。また、上記の申込書、受験票及びあなたの宛先を明記した返信用封筒(長形3号サイズの封筒に82円分の切手を貼ったもの)を同封して簡易書留で消防局総務課へ送ってください。簡易書留の控えは、受験票が届かない場合の確認手段となりますので、受験票が届くまで保管してください。

令和元年8月30日(金)までに受験票が届かない場合は、消防局総務課にお問い合わせください。なお、ホームページ上から直接申し込むことはできません。

6 採用予定日及び給与等

(1) 採用予定日

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(作成された日から1年間有効)に登載され、このうちから任命権者が採用者を決定します。採用は、おおむね令和2年4月になります。

受験資格がない場合や申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 給与

松山市職員給与条例(昭和27年条例第31号)等の規定に基づき、原則として、次のとおり支給します。職歴等がある場合は、一定の基準に基づき調整します。

試験区分		初任給(現行)	諸手当
消防職	初級	170,000円	松山市職員給与条例等に定める扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、住居手当等を該当者に支給する。

7 試験結果について

(1) 第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合否は、受験者全員に通知します。また、合格者の受験番号は、松山市役所前掲示板に掲示するほか、市ホームページでも公開します。合否の通知は、郵便事故等により延着や不着の場合もありますので、合否は掲示板や市ホームページでも確認してください。なお、電話での合否の問合せにはお答えできません。

(2) 次の5項目は、第1次試験及び第2次試験は受験者全員に、第3次試験は不合格者のみに通知します。

【総合得点・科目別得点・受験者数・順位・合格最低点】

8 その他

(1) 第1次試験会場に無料駐車場はありません。また、昼食等は各自で用意してください。

(2) 第1次試験当日は、受験票、HBの鉛筆数本、消しゴム、時計(時計機能だけのものに限り使用を認め、通信機能やアラーム音等の出る機能を有するものの使用は不可)及び運動具(運動できる服装・屋内用運動靴)を持参してください(運動具を忘れた場合は、受験できないことがあります。)

※試験時間中は、上記以外のもものは許可なく使用できず、また、机上にも置けません。

(3) 第1次試験、第2次試験及び第3次試験それぞれにおいて、松山市消防局が指定した日時及び場所で全ての科目を受験した方を受験者とします。公共交通機関の遅延等理由を問わず、1科目でも受験しなかった方は欠席者とします。

(4) この試験で提出された書類等は、一切返却できません。

(5) 申込書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報は、人事情報として使用します。

(6) 申込者数や平均点等も、順次、市ホームページで公開します。

(7) 試験会場周辺で、有料で合格通知等の受付を行っている場合がありますが、松山市消防局とは一切関係ありませんので注意してください。

(8) 台風等の非常災害のため、やむを得ず試験日程の変更等をする場合は、市ホームページでお知らせします。

(9) その他質問等は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに消防局総務課に問い合わせてください。

<申込先 及び 問合せ先等>

〒790-0811 愛媛県松山市本町六丁目6番地1 松山市消防局 総務課(4階)

TEL 089-926-9214 ・ FAX 089-926-9144 ・ ホームページ <http://www.city.matsuyama.ehime.jp>